

第三十八回国 参議院大蔵委員会會議録第二十九号

昭和三十六年六月二日(金曜日)

午後一時二十六分開会

委員の異動

五月三十一日委員戸叶武君辞任につき、その補欠として阿部竹松君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

大竹平八郎君

理事

上林 忠次君

佐野 廣君

成瀬 幡治君

天田 勝正君

天坊 裕彦君

委員

青木 一男君

岡崎 真一君

梶原 茂嘉君

西川 甚五郎君

堀 末治君

前田 佳都男君

前田 久吉君

山本 米治君

野溝 勝君

須藤 五郎君

政府委員

藤枝 泉介君

大竹 民陽君

田中 茂穂君

上林 英男君

大蔵省主計 局法規課長

通商産業省 重工業局長

佐橋 滋君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税局 臨時法整備室長 中橋敬次郎君
水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

本日の會議に付した案件

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○機械類賦払信用保険特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員會を開きます。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。まず、補足説明を聴取することにいたします。

○説明員(中橋敬次郎君) すでに今國會で御承認を得ましたシンガポール自治州との租税条約を実施するために、この法律案を提案してある次第でございます。シンガポール自治州との租税条約は、わが国にとりましては第七番目の

租税条約でございます。東南アジア諸國との租税条約といたしましては、パキスタン、インドに次いでこの第三番目の租税条約でございます。この条約の中に、第六条についてでございますけれども、第六条に、配当についての課税は一五%をこえる税率で課してはならない、あるいは特定の場合には一〇%をこえて課してはならないという規定がございます。こういう条約の規定がございませぬ場合には、すでにパキスタンとの条約については、同じく実施のための法律を制定いたしましたように、一五%以下で何%にするかということ規定する法律が必要なのでございませぬ。この法律案におきまして、パキスタンと同様に、条約に定められております最高税率でもって課税するということをうたっておりますが、この法律案の第二条の規定でございます。もつとも、措置法等でそれよりも低い税率が適用になる場合には、その適用があるということもただし書きでうたっております。

それから、第三条についてでございますが、租税条約におきまして、シンガポール自治州との租税条約におきまして、その第十五条でございますが、この条約においてそれぞれの軽減なり免除の規定を設けてございませぬが、その恩恵を受けるのはその恩恵を受ける資格のある者だけが受けるべきであるという趣旨から、受ける権利のない者がその権利を享有することのないように、相手國の税金を自國の税金と同様に徴することができるという規定がございませぬ。この規定を受けま

て、第三条において、そういう場合には日本國の国税と同様の順位でもって徴収するということもうたつたわけでございます。たとへば、短期滞在者につきまして、条約において相互免税をうたっております。この場合に、その短期滞在者は百八十三日をこえない滞在期間であるとか、あるいは自分の本國において課税を受ける場合に限りという条件を設けてございませぬ。そういう条件を欠いておるにもかかわらず、相手國の免税をたるとは受けたというよりな場合には、それを相互に通報いたしましたして、これを自國の国税と同様に相手國でもって免れた税金を取りまして、そうして免除すべからざる税金でございませぬから、相手國に送つてやる、こういう趣旨でもって設けられた条項に対応いたしまして、この規定を設けた次第でございます。簡単でございますが、補足説明いたします。

○委員長(大竹平八郎君) 御質疑のありの方は順次御発言を願います。
○成瀬幡治君 今ちょっと御説明を承つておつて、何か非常に日本が有利である、シンガポールに比較して有利であるという御説明であります。どういふ点か有利な点ですか。
○説明員(中橋敬次郎君) この条約につきましてわが國がどのような有利さを持つておるかということでございますが、条約全体につきまして、この法律案とは少し離れますが、御説明さしていただきますと、現にわが國からシンガポール自治州に進出しておる企業

が相当でございます。その形といたしましては、支店を持つておるもの、あるいは現地法人を設立しているものもございませぬ。反対に、シンガポール自治州の方からわが國に出ておる企業というものは、現在のところまだございませぬ。それで、そういうわが國から向うに進出しておる企業につきまして、たとへば、わが國から向うに貸付金を出してございませぬ。そういう利子が発生するといつた場合には、向うの税法でございませぬと、四〇%課税されまして、それでその残りがわが國の方に返つてくるという形になるわけでございます。その利子につきましては、条約の第七条で、ある場合に免除するという規定がございませぬ。ある場合と申しませぬのは、ある一定の産業の事業——それぞれ条約にうたつておりますが、製造業であるとか、造船業であるとか、銀行なつた場合には、それは相手國で免除される、こういう規定がございませぬ。従いまして、そういう種類の貸付金についての利子はシンガポールでは課税されない、こういうことになるわけでございます。

に、わが国の現行法の建前から申しま
すと、一〇〇マイナス四〇の六〇が
入って参つておりますけれども、日本
の現在の法制のもとにおきましては、
一〇〇を一応課税所得に算入いたしま
して、そうしてそれに対して日本の法
人税を掛けてみまして、その法人税か
ら、それを限度といたしましてシンガ
ポールで払いました金額を控除するこ
と、外国税額控除の制度がございま
す。そういたしますと、日本の法人に
ついて申し上げれば、現在のところ三
八％という税率が原則でございませ
ん、四〇％は引き切られませんが、
二〇部分は企業負担になりまして、
結核高一方の四〇％だけの負
担で済むということになっておりま
す。それがこの条約によりましては、
一〇〇の利益が発生いたしまして、
も向こうでは課税がございませんか
らゼロでございまして、日本に來ま
すと一〇〇になる。それで条約の十
四条の規定がなければ、当然一〇〇に
対して三八％かかるとして、向こうで
納めた税金がゼロでございまして、
控除する税額がないから、日本の三八
％がかかるといことになるわけござ
いますけれども、この場合には、特に
従来パキスタン等で行なっていましたよ
うに、みなし税額控除という制度を採用
いたしまして、四〇向こうで免除され
ましたけれども、四〇向こうで免除され
た方も納めるべき税金をシンガポール
の方で免除してもらつたのであります
から、日本の税金を取ります場合に
は、それは納められたものとみなして
計算するわけでございます。従いまし
て、一〇〇のままが日本の企業に
入って参りましても、やはり向こうで

四〇取られたものとして計算いたしま
すから、日本の法人税はかからない、
向こうのことになるわけでございます
す。そういう点が非常に向こうに対す
る貸付金の利子について日本の企業に
とっては有利なところではないかと思
われます。
それから、同じく配当の場合でござ
います。配当につきましても、す
でに向こうに現地法人を立てておるもの
が、向こうにございまして小会社から配
当を受ける場合がございまして、そうい
う場合、現在の法人税法の建前でござ
いますと、同じように外国税額控除の
規定が働くわけでございますが、この
場合、やはり同じようにみなし税額控
除の規定を設けてございまして、向
こうで創始産業法というのがございま
す。ちょうどわが国の法人税におきま
す新規重要物産免稅という法律がござ
います。五年間向こうの法人税を免除
するとい規定がございまして、そうい
う場合は、それによって得られます法
人の所得から日本に送られてきます配
当については、同じくみなし税額控除
をやりまして、向こうでかけられるべ
きであった免稅された税金といものは
支払われたものとみなされる。こう
いうことでもって、向こうがせつかく
免除してくれた税金を追つかけて日本
で課税するといことがないようにな
るに規定してございまして、
そのほか、技術料—ロイヤルティ
につきましても、相互免除の規定がご
ざいまして、それについては本来
四〇％かかるものが、向こうでは課税
されないといような結果になりま
す。

それから、船舶、航空機の問題でござ
います。船舶所得につきましても、
は、現在のところ、相互免稅でもつ
て、それぞれの国内法で免除しておる
体制でございまして、航空機につきま
しては、わが国に外国の航空機所得に
対して免除するとい規定がございま
せんので、現に日本航空が現在週三回
運航いたしておりますけれども、それ
については課税されておるわけござ
います。この条約におきましては、船
舶所得、航空機所得についても相互的
に免除するとい規定がございまして、
航空機につきましても所得も免除
になる、こういうことに相なります。
そのほか、短期的な滞在者—学校
の先生、政府職員等につきましても、
従来の租稅条約と同様な規定で相互的
に免除するとい規定もございまして、
これにつきましても、相互的文化
的經濟的交流が促進されるものと思
われます。

以上、簡単でございまして、けれども、
この条約について考えられる利益とい
うものについて御説明いたした次第で
ございまして、
○成瀬權治君 何か、一五％ないし
一〇％にこの条約で下がるわけなん
ですが、今ちょっと聞いておりました
と、シンガポールは四〇％というよう
なこと、これは利子課税をする場合で
すが、日本国でいへば所得税という
もの少し安くて—段階的になるから
大ざっぱなごときか言えませんが、少
し安いと思ひますが、諸外国は税法が
違ふかと思ひますが、大体その税率と
しては高いわけですか、日本と比較し
てみて、それは總体的な話じゃなく
て、今、七番目とおっしゃいました

が、今まで結ばれた六つの国ですね、
それと、比較してみて、やはり日本よ
りも税率の高いということが言えるの
ですか。
○説明員(中橋敬次郎君) 日本の外国
人あるいは外国法人に対する税率が高
いか安いかわかりませんが、御質問と思ひます
が、一がい日本に御質問と思ひます
種の課稅率が安いといふふうにも思
われないと思ひます。といふのは、
たとえばアメリカにおきましては同種
の税率は三〇％でございまして、ある
いはインドとかパキスタン等になり
ますと、相当高い税率—日本の二〇％
に比べて、もつと高い税率を採用い
たしておられます。それから、このシ
ンガポールにおきましては、居住者に対
しましては四〇％という税率が適用に
なっております。そういうものから比
べますと、日本の二〇％というものは安
いといふふうにも考えられます。それ
ぞれのその国本来の居住者に対する税
率とも関連するものとも思ひます。で、
一がいには断定できないものかと思
ひます。

○成瀬權治君 それから、現在、支店
なりあるいは現地法人を持つておるの
は、日本は六つあつて今度七つ目だ
と、こうおっしゃられました。私は
まだほかの国にもたくさんあると思
ひますが、そういうよその国ともこれか
らだんだんところした条約を締結する
方向にあるのか、どういふようなこ
とになつておるか。これはまあ外務省
といふことになつておると思ひますか……
○説明員(中橋敬次郎君) このシンガ
ポールの条約は第七番目と申し上げま
した。わが国といたしましては、でき
るだけ經濟的に関連の深い国と早期に

租稅条約を締結いたしたいという希望
を持つておられます。このほかにも、い
ろいろとわが国の方から働きかけまし
て、締結の交渉をやりたいといふこと
を申し込んでおる国が相当ございま
す。現にオーストリー、西ドイツ、ス
イスにつきましても、ただいま交渉中
でございまして、そのほか、特に東南ア
ジア諸国とは関係がまた緊密でござ
いますので、この国とも結びたいとい
ふことで案を送りまして折衝をいたし
ておられます。特に、このシンガポール
につきましても条約ができましたので、
が、マラヤ連邦におきましては、シ
ンガポールとほとんど同じ税制のものに
ございまして、日本とも関係が深い
で、できたならば早期に結びたいとい
ふことも考えておられます。また、タイ
も非常に関係が深いので、予備交渉も
いたしております。そのほか、相当数の国に
対してはすでに交渉をいたしたいとい
ふことを申し入れてございまして、
○成瀬權治君 この本法の方ですが、
これは何か五カ年の期間で、そして
自後一方通告で破棄ができるという
ふうになりましておるのですが、今まで、
いろいろふうに相互免稅条約といふもの
は戦前にも私があつたと思ひますが、
あるいはないかと思ひませんが、この
一方的に破棄通告といふふうなこ
とがあるのかないのか、一度締結され
たものは、大体つとつとつとつとつと
うなふうになつておると思ひますか。

租稅条約は、一般的に見まして戦後に発達
いたしましたものでございまして、アメリ
カが最も多くほかの国と結んでおるの

○説明員(中橋敬次郎君) この租稅条
約は、一般的に見まして戦後に発達
いたしましたものでございまして、アメリ
カが最も多くほかの国と結んでおるの

○説明員(中橋敬次郎君) この租稅条
約は、一般的に見まして戦後に発達
いたしましたものでございまして、アメリ
カが最も多くほかの国と結んでおるの

○説明員(中橋敬次郎君) この租稅条
約は、一般的に見まして戦後に発達
いたしましたものでございまして、アメリ
カが最も多くほかの国と結んでおるの

ではないかと思ひますけれども、これも戦後にこういつた体系をとつたのではないかと私記憶いたしております。日本につきましては、もちろん初めてアメリカと租税条約を結んだわけでございますけれども、これが昭和三十年でございます。

それで、それぞれの条約につきましては、今御指摘になりましたように、ある一定期間を過ぎましたならば、予告を出しましてその翌年から実施をしないというような規定を設けてございますが、現在までに締結いたしました条約としては、そういう予告をできる最小の期間といたしましては一般的には五年、たまたまインドにつきましては三年という例がございます。まあ一般的には五年という規定になつております。それで、アメリカ合衆国とはすでに三十年に結んだのでございませぬけれども、そのまますつと今日まで存続いたしております。われわれとしましては、よほどの事態がない限り、こういう破棄するといふ通告がないといふふうな世界的な事例としても考へられるといふふう聞いております。

○成瀬藩治君 最後に、私はアメリカとの関係でいへば、日本の方が損だらうと思ひます。不利になつておると思ふ。まあこれから、ヨーロッパ諸国から日本に対する投資も盛んになつてくるだらうと思ふ。なるほどシンガポールとの間においては、あるいは東南アジアに対しては、日本は有利な地位にあるだらうと思ひますけれども、逆に先進国に対しては、中進国といわれれば日本は不利な立場にある。しかし、世界全体の方向がそういう相互減免条

約を締結してお互いに開発し合つていこうじゃないかというふうな方向であれば、なかなかその国としても反対するわけにはいかないと思ひますが、今何か、聞いておると、西独あるいはスイス、豪州というふうなもの、あるいはイギリスなりあるいはフランス、そういうふうな国はまだ働きかけていないのですか、いるのですか。あるいは日本の方が言つていないのか。主として先進国は向こうから働きかけてくるというのが普通だと思ひますが、まあ外務省がこういうことに当たられておるのですが、しかし、あなたもそういうふうな点についてはお聞きになつておると思ひますが、およその方向を一つお聞かせ願ひます。

○説明員(中橋敬次郎君) 先ほど申し上げるのを漏らしましたのですけれども、イギリスにつきましては三年ほど前からすでに交渉に入つております。二回ほどすでに予備交渉をやりました。相対問題が詰まつてきておりますけれども、なお二、三点で両方の合意が得られませぬので、条約締結には至つていない次第でございます。欧州諸国その他工業の発達した国との租税条約の締結ということも、必ずしも一方的にわが国からの働きかけるといふものじゃございませぬで、双方に経済的な交流のあります企業がございませぬから、やはり租税条約を必要とする国は日本のみならず相手国も必要なきにございまして、相互的にそういう利害を感じた国が初めて交渉をやらうかといふことになるのが従来の経緯でございますが、なお今後ともわが国といたしましては、できるだけ機会に経済的、文化的に密接な国とは広く租

税条約を締結したいといふふうな考へております。

○天田勝正君 二、三伺ひますが、さつき成瀬委員に対する答弁で例をあげられた利子所得の場合は、きわめて日本に有利であるといふことですが、ところが、説明を聞くといふと、日本が有利というよりも、日本の法人ないしは個人が有利だといふふうな聞こえのわけなんです。そこで、しからば日本全体が有利から不利か、こういうことになれば、日本が有利の場合には私に二つあると思ひます。ここに規定された一〇%ないし一五%という、これは最高額を本法条約においてはきめておられますから、そこを日本の方では最高にきめた。ところが、シンガポールの方ではその一〇%、一五%以内といふこの条約の規定でありますから、かりに一五%のところを二%にきめたり、一〇%のところを八%にきめるといふことも向こうとしてはあり得るのです。これはあり得るといふことですが、そういうことになれば、これは確かに日本の方が有利だと、こう考へられます。

そこで、伺ひるのは、日本ではこの条約に規定された最高をこの特例法できめたわけですが、向こうの動きについては、やはり条約ができてから受けて、やはり日本と同じように特例法を多分作るのだらうと思ひます。その動きについてはいかがですか。向こうはやはり日本と同じ最高にきめる動きであるか、そうでない、それよりも低きめる傾向にあるのか。これは見込みですから、見込みだけお答へ願ひたいと思ひます。

○説明員(中橋敬次郎君) ただいま御質問になりました配当の課税の問題でございますが、この点につきましては、実はシンガポールの課税は非常に独特な課税をいたしております。と申しますのは、法人が利益をあげまして、それに対して日本の法人税に当たります税率の四〇%がかかるわけでございますが、その税を払ひましたあとの利益を法人から株主に払うわけでございますが、そのときに完全な法人擬制といふものをとつておりました。一〇%法人が利益をあげまして、四〇%課税になります。それで六〇%を全額配当したという場合を仮定いたしましたので、六〇%が株主に現実には配られるわけでございます。その場合受け取りました株主としましては、一〇%配当としてもらったという計算をいたしまして、ほかの所得に上積みに乗つてしまつて、そうして納めるべき総額を出すわけでございます。そうしてその全部の所得に入れます。一〇%の配当については、すでに法人の段階で四〇%の税金を納めておるといふことと、その受け取り株主の納めるべき税金から四〇%という税金を控除いたすわけでございます。こういう完全な法人擬制をとつておられますので、配当が法人から株主になされます場合に、配当そのものについてわが国のように源泉徴収を別に二〇%なり一〇%するといふことをいたさっておりません。この四〇%が源泉徴収だといふふうな考へておるわけでございます。従ひまして、条約の第六条で言つておられます配当に対する課税の軽減規定は、シンガポールの現在の税制のもとにおきましては働かないわけでございます。わが

国の税制におきましては、法人で得ました利益と、それに対して法人税が課税されてから株主に配られる配当といふものに対する課税といふものを区分して考へておるが、そういう考へ方をとつておられないので、そういうシステムになつておるわけでございます。それで、この第六条に關します限りにおきましては、シンガポール自治州において将来法人の配当そのものについて課税をいたします場合はいづれ保障となるにすぎないといふことになるわけでございますが、わが国といたしましては、そのほかいろいろの条約上の有利さを考へまして、現在のわが国が二〇%を五%に軽減するといふことが、しかもシンガポールにおきましては現在これをこれに対応するものがないといふことを考へまして、こういう規定になつた次第でございます。従ひまして、シンガポールといたしましては、特にこの条約に基づいて配当の税率をいかにきめるかといふ問題は生じてこないわけでございます。

○天田勝正君 もう一つ、日本全体として有利の場合を想定いたしますと、要するに、日本からシンガポールへ進出している業者個人、こういうものを出して、シンガポール自治州から逆に日本に進出している法人もしくは個人、こういうものがどつちが多いかといふことで、日本の方が対比の場合に数が多いければ、これは確かに日本が租税上も有利であるとともに、さらにその租税徴収にあつた相互徴収を行なうといふのでありますから、確かに日本政府の手もそれだけ楽になります。こういうことははっきりしておると思ひますが、今のところ日本からどういふ形で

あると、法人なり個人なりがシンガポールでこうした法に規定する配当所得などを受ける数と、向こうから日本にきて配当所得といいますが、そういふものを受ける数と比較した場合に、どのくらいの違いになりますか。

○説明員(中橋敬次郎君) シンガポールの方からわが国に進出しておるといふ企業形態は、現在のところ全然ございませぬ。向こうから来ておられるのは、技術修習者として参つておられる者が若干いるという程度でございます。それから、シンガポールに進出しておられるのは、先ほどの日本航空のほか、商社、銀行の支店がございまして、それから、向こうに現地法人を設立いたしましたのが現在のところ二社ございまして、従いまして、金額的にははつきりどれだけ有利かといふことは、今ここで申し上げられませんが、この条約によりまして恩恵を受けるのはわが国の企業の方がはるかに多いといふことは言えると思ひます。

○梶原茂嘉君 シンガポールで現在の現行税制のもとで日本側に課税される総額といふことが、大体どういふ見当なんでしょうか。年によつて違ひはありますが、大体、まだいろいろの税もありまして、ひつくるめでどういふ額になる見当ですかね。

○説明員(中橋敬次郎君) 現在向こうで課税されておられます総額といふのは、ちよつと申し上げられませんが、すでに日本航空が一九五八年に運輸を開始しまして、一九五八年分として課税になっております額が百五十万円程度でございます。それから、現地で法人を設立してありますものにつきましては、まだ建設中のものが大部分

でございます。ほとんど課税には現在のところなつておりません。ただ、本年からそれに伴います法人の利益が出る予定でございますし、貸付金についての利子の支払いも始まる予定でございます。あと、支店なりいろいろの現地法人について勤務しておられる従業員にまつての所得税は、もちろんあるわけでございますが、それらをひつくるめまして総額どの程度かといふことは、その数字を持つておりませんが、ちよつと申し上げられませんが、もなければ、これに質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと思ひます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと思ひます。

これより採決に入ります。所得に対する租税の防止のための日本政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案を議題といたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となつた北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

南舞群島、色丹島、国後島及び択捉島につきましては、わが国固有の領土であるにもかかわらず、昭和二十年八月ソビエト社会主義共和国連邦により占領されて以来事実上同国の支配下にあり、わが国の施政権が及んでいないという特殊な状態に置かれております。このため、これら北方地域の地先の漁場において漁業を営んでいた旧漁業権者等その他北方地域の元居住者は北方地域に復帰することはもとより、その周辺の漁場において漁業を営むこともできないという困難な状況にあり、一方北方地域において旧漁業法に基づき漁業権または入漁権を有していた者等については、前述のような事情に基因するものではありませんが、本土において戦後とられた漁業制度改革に伴う漁業権補償の措置をとることができないため、本土側の旧漁業権者等に比し不利な地位にも置かれております。

北方地域に関するこのような特殊事情及びこれに基因して旧漁業権者等の置かれてある特殊な地位等にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を行なうことにより北方地域に関する施策を講ずる必要があり、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通する業務等を行なう機関として北方協会の設立し、これに対し国が所要の資金の交付を行ない、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定をはかり、あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。

第一に、この法律による特別措置の対象となる北方地域旧漁業権者等の範囲でありまして、その一は、北方地域の地先水面につき旧漁業法による専用漁業権またはこれを目的とする入漁権に基づき漁業を営む権利を有していた個人であり、その二は、北方地域において定置漁業権または特別漁業権の免許または貸付を受けていた個人または法人の構成員もしくは出資者たる個人であります。その三は、これらの者が死亡した場合における後継者であります。その四は、以上の者のほか、昭和二十年八月十五日まで引き続き六カ月以上北方地域に生活の本拠を有して、一般元居住者であります。

第二に、特別措置の実施の機関として北方協会を設立し、これに対しその業務の財源に充てるための基金として、十億円を国債をもつて交付することとしております。この国債の償還期

限は十年、利率は年六分としております。

第三に、協会の業務についてであり、その一は、北方地域旧漁業権者等に対する低利資金の貸付であり、これは個人に対する貸付のほか、北方地域旧漁業権者等と関係のある漁業協同組合その他の法人に対する貸付、その他北方地域旧漁業権者等の福祉の増進を主たる目的とする事業を行なう市町村への貸付をも予定しております。また、貸付の対象となる資金の種類には漁業その他の事業に必要な資金のほか、生活資金も含めております。その二として、北方地域に関する諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行なうこととしております。

最後に、協会の解散及び解散した場合における残余財産の処分につきましては別に法律で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、補足説明を聴取することにいたします。

○政府委員(大竹民隆君) ただいま総務長官から申し上げました通りでございますが、この法律案の趣旨及びその概要につきまして補足的に御説明申し上げます。

南舞群島、色丹島、国後島、択捉島及びこれらの北方地域には、もと約三千世帯の者が居住し、その大部分はコソブ、サケ、マス等を目的とする漁業に従事しておりました。すなわち、これら大部分の者は北方地域において旧

漁業法に基づいて免許された漁業権に基づいて漁業に従事したおつたものであります。さらにこの地域の専用漁業権につきましては、本土側の漁業会により設定されました入漁権に基づいて入漁いたしておりました本土側の漁民も多数存在いたしておるのでございます。この法律案では、以上の者を北方地域旧漁業権者等と称しておるのでございます。

本土におきましては、御承知のように、戦後、漁業制度改革が行なわれまして、これに伴い旧漁業法に基づく漁業権及び入漁権に對しまして補償金の交付による消滅の措置がとられたのでございますが、北方地域の地先漁場における旧漁業権及び入漁権につきましては、北方地域にわが国の施政が及ばないことの帰結といたしまして、漁業制度改革が実施できませんでございましたため、補償金の交付は行なわれておりません。

北方地域の旧漁業権者等は、元居住者という観点から申しますならば、北方地域へ復帰することができないという状態にございます。旧漁業権者及び入漁権者という観点から申しますれば、漁業権補償の対象にもなっておらないという状況にございます。さらにまた、北方地域の地先の漁場はきわめて優良な漁場でございますが、今日安全に漁業を営むことができないという特殊な地位等に置かれております。北方地域はわが国固有の領土でございますが、わが国の施政が及んでいない事情や、またこれに基因して北方地域旧漁業権者等がただいま申しましたような特殊な地位に置かれておること等にかんがみまして、これらの者の営む漁

業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通する特別措置を講ずることとし、そのための機関といたしまして北方協会の設立し、これに對し國が所要の資金の交付を行なうことといたしたい、またあわせて北方地域に關する諸問題の解決の促進に資して参りたい。これがこの法律案の大略の趣旨であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。
まず第一に、この法律による特別措置の対象となります北方地域旧漁業権者等、この範囲を具体的に申し上げますと、その一は、北方地域の地先水面について旧漁業法に基づく専用漁業権またはこれを目的とする入漁権を有しておりました旧漁業会または旧漁業組合の会員または組合員として、これらの専用漁業権または入漁権に基づき昭和二十年八月十五日において漁業を営む権利を持つておりました個人でございます。その二は、昭和二十年八月十五日において、北方地域におきまして旧漁業法に基づく定置漁業権または特別漁業権の免許または貸付を受けておりました個人並びにこれらの漁業権の免許または貸付を受けておりました法人でございます。また、この法律に基

て、元居住者等、この範囲を具体的に申し上げますと、その一は、北方地域の地先水面について旧漁業法に基づく専用漁業権またはこれを目的とする入漁権を有しておりました個人でございます。その二は、昭和二十年八月十五日において、北方地域におきまして旧漁業法に基づく定置漁業権または特別漁業権の免許または貸付を受けておりました個人並びにこれらの漁業権の免許または貸付を受けておりました法人でございます。また、この法律に基

り一人の者が対象となるという仕組みになっております。

第二に、この法律による特別措置の実施の機関といたしまして北方協会の設けることといたしております。これに對し、政府はその業務の財源に充てるための基金といたしまして、十億圓を、償還期限十年、利率年六分の国債をもつて交付することといたしております。北方協会は、この基金によりまして北方地域旧漁業権者等に対する低利資金の融通並びに北方地域に關する諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝の業務を行なう法人であります。協会には、役員といたしまして会長、副会長、理事及び監事を置き、主務大臣がこれを任命することといたしております。協会の定款及び業務方法書並びに財務會計上の主要事項につきましては、主務大臣の認可または承認を要するものとしたことといたしております。なお、協会の会長の間機關といたしまして、協会の業務の運営に關する重要事項を調査審議いたしますために、協会に評議員会を設け、評議員は北方地域の旧漁業権者等及び協会の業務に關する学識経験を有する者のうちから主務大臣が任命することといたしております。

第三に、協会の業務について申し上げます。まず低利資金の融通の業務でございます。その第一は、北方地域の旧漁業権者等に対するその営む漁業その他の事業またはその生活に必要な資金の貸付でございます。これは協会の直接これらの者に対して貸付を行なう場合もございまして、またこれらの者が屬しております漁業協同組合その他の団体を通過して転貸という形をとる場合と、両方が予定してござい

ます。第二は、北方地域旧漁業権者等がおもな構成員または出資者となつております法人の営む漁業その他の事業に必要な資金を貸し付けるといふことといたしております。この法人といたしましては、会社組織のものと同組合組織のものとの両方を考へております。第三は、市町村に對する貸付でございます。第三は、市町村が北方地域旧漁業権者等の福祉の増進をおもな目的といたしまして事業を施行するための資金が対象となつております。以上申しました資金融通の業務のうち、第一と第二につきましましては、協会の事務の軽減をはかる意味で、金融機関に對しまして協会の業務の一部を委託することができるといふ道を開いております。次に、調査研究及び啓蒙宣伝の業務についてであります。この点につきましましては、北方地域に關する諸問題の解決の促進をはかるため、必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行なうことといたしております。

最後に、雑則的な規定についてでございます。まず協会の解散及び解散した場合における残余財産の処分につきましては、別に法律で定めることといたしております。これは一般の特殊法人の解散の場合と同様な規定でございます。また、将来北方地域の施政が回復いたしました場合には、協会の存立目的が達成され、協会が解散するといふ事態が生ずることがあります。その場合には北方地域旧漁業権者等の利害に對して十分な考慮を払いつつ、協会の残余財産の処分等につきましまして、協会の設立に關する規定、法律施行当初の経過規定等を設けております。

以上が本法律案の趣旨並びに概要でございます。補足説明を終わります。○委員長(大竹平八郎君) 質疑のある方は順次御発言願います。
なほ、政府側より藤枝総理府事務局長、田中大蔵政務次官、大竹特選局長のほか、林田水産庁漁政部長が出席しております。

○野瀧勝君 私、この法案はむしろおそく思つておるのです。昭和二十八年に日本国會議員団長としてソビエトへ参つたときに、特にブルガーニン、フルシチョフ氏と会見した際に、齒舞、色丹は日本の固有領土であり、ポツダム宣言にもヤルタ協定の内容にも問題になつておらなかつた。だから、國交の回復する前でも返還してもらいたいといふことを強く要望したのであります。ところが、その点は、確かに日本の領土だと思つて、しかし國交回復すればあなたの方の言われるように努めたい、今すぐはできない、いづれ國交回復後に考えようといふ回答を得てきたわけなんです。私は歸國してすぐ、時の内閣である鳩山首相に会見し、経過を報告し、この点を強く申し入れ、早く國交回復の努力をしてもらいたいといふことを強く要望したんです。國交回復の今日、依然として齒舞、色丹問題が未決であることを残念に思つております。この点はむしろ平和条約との関連もあることと思つて、すが、さういふ経過のあることを十分御了承願います。

そこで、この法案に直接関係はないのでございまして、今のよう経過から見て、施政権を持つ日本國として、

第五部 大蔵委員会會議録第二十九号 昭和三十六年六月二日【參議院】

五

この法案を出すのは妥当なるも、現時の事態からソビエトとの間に外務省を通じて話し合いをしたこともございませぬか。この点を一つ藤枝総務長官からお聞きしたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 実は、こういう措置をとることについて、外交ルートにおいて齒舞、色丹、あるいは択捉、国後等の問題について、ソ連側と話し合いをした事実はございませぬ。ただ、この四島から引き揚げられた方々の現状というものを土台にいたしまして、かような処置をとることが妥当であると考えたわけでございます。

○野瀧勝君 私、もちろんこの法案に対しては賛成です。けれども、実際問題として、政府でも耳に入っていると思うのですが、あの地の漁民は、現在ソビエトの監視船によって非常に不安を招いているわけです。漁業もなかなか思うようにできないという状態です。そういう不安な漁民生活を守るために特別措置法を設けることはけっこうですが、はたして本法実施によって漁民が安心して仕事ができるのですか。その点の見通しはどうか。私の考えでは、以上の経緯から見ても、本法が実施されても大した効果はない、こういうふうにとっているのです。そういう点はいかがでございますか。

○政府委員(藤枝泉介君) これらの島の付近がいい漁場であるにもかかわらず、安定な操業ができない現状でありますことは、すでに御承知の通りでございますし、また日本側としては、これらの北方地域の漁業の安全な操業について話し合いたいという事は、

しばしばソ連側に申し入れておりますが、いまだ十分な話し合いができませんという残念な状態にございます。そういう状態でございますから、今後この北方協会が資金を融通して、これらの人々が営みます漁業というものが相当困難な点もあるかと存じます。その辺は水産庁の方から補足していただきませんが、そういう安全な操業もできないような形に置かれていくという特別な事態も含めまして、このような特別な処置をとりましたので、今後この資金を融通してやります漁業等については、十分それが生業として成り得るようには、各方面から指導していきたいと考えている次第でございます。

○野瀧勝君 総務長官、私は趣旨は賛成なんです。当然今までやらなかつたことはむしろおそいと思っております。今お話しになっておりましたように、それら問題を含めて、これから努力すると言われておりますが、先ほだ政府側の趣旨弁明によりまして、この機会に北方問題解決の促進をはかりたい、こういう趣旨弁明もありました。そうすると、今後北方問題解決に努力したいというのには、どういふ範囲をさしておるのですか。

○政府委員(藤枝泉介君) 北方協会でございます調査研究、あるいは啓蒙宣伝と申しますのは、何と申しますか、これらの引き揚げた方々の身近な身の回りの、生活状態の調査等もいたしておりますが、さらに、そういう身近な問題を中心と考えておりますので、たとえば施政権の返還と申しますか、領土権の返還の問題でありますとか、安全操業の問題とかいふようなことは、これは政府の責任といたしましてやら

なければならぬものというふうに考へておるわけでございます。あと一つだけ、総務長官に対する質問は終わりますが、単にこれは漁業問題としてだけでなく、日ソ間における政治問題とも関連しておるわけなんです。これは野党の私が主張したからどうということではなく、ソビエトの代表者も齒舞、色丹は日本の固有領土として認めておるのですから、鳩山総理も右領土についても折衝されたと思ふのです。それが未決で住民の不安の因であるとしたら、政府は責任がある。外交交渉を円滑にし、一日も早く解決するために努力しなければならぬ。特に固有領土であり、施政権があるわけなんですから、それが実際には何とでも安全な操業どころじゃない、何とでもできないという状態なんです。実際問題としては、漁獲もできず、コンブ採取も帆立貝を養殖してあるだけなんです。そういう事情にあるから、十分総理に相対をされて、この際住民、漁民の期待に沿うことが必要じゃないかと思ふのです。本法とらうらほらの問題ですから、特に強く要望しておきます。

次に、私が水産庁の方からお聞きしたいことは、本法の対象が齒舞、色丹、国後、択捉に限定されておるので、北海道全体としての漁民大会の決定を見ると、北海道全体の漁民生活が不安なんです。今の四つの島だけでなくて、それと地域を同じゅうしておる宗谷並びに網走、その方面の底置網で生活している零細漁民は、これまた対象の四つの島漁民と環境を同じゅうし、非常に生活上苦悶を續けておるわけなんです。たとえば日ソ漁業交渉の結果、零細漁民は操業場を失つておるようなわけなんです。これら零細漁民に対する考え方をどうするか、本法と関連して当局は考えたことはありますか。

○野瀧勝君 総務長官も忙しいから、あと一つだけで、総務長官に対する質問は終わりますが、単にこれは漁業問題としてだけでなく、日ソ間における政治問題とも関連しておるわけなんです。これは野党の私が主張したからどうということではなく、ソビエトの代表者も齒舞、色丹は日本の固有領土として認めておるのですから、鳩山総理も右領土についても折衝されたと思ふのです。それが未決で住民の不安の因であるとしたら、政府は責任がある。外交交渉を円滑にし、一日も早く解決するために努力しなければならぬ。特に固有領土であり、施政権があるわけなんですから、それが実際には何とでも安全な操業どころじゃない、何とでもできないという状態なんです。実際問題としては、漁獲もできず、コンブ採取も帆立貝を養殖してあるだけなんです。そういう事情にあるから、十分総理に相対をされて、この際住民、漁民の期待に沿うことが必要じゃないかと思ふのです。本法とらうらほらの問題ですから、特に強く要望しておきます。

○野瀧勝君 今、漁政部長から、率直にそれを認めて、さらに政府としましては沿岸漁民に対する保護立法を来

たるべき国会に提案したいと明確なる答弁があったのでございませぬが、急速に立案実施されなければならぬと思つておるんです。大企業は、漁業問題調査会の答申から見ても、相当優遇され安定しておるわけなんです。いつも無視されておる、今や零細漁民は漁場を奪われ、職場を失うわけですが、そうしてその失った漁民は生きるために養殖をする。しかし、その養殖をして、なかなか思うようにいかぬ。現に日ソ漁業交渉の結果、特に網走や宗谷の沿岸漁民七万人は、協同組合を作つて、サケ、マスの養殖をしておつたわけなんです。ところが、今度は漁業交渉の結果、これらの諸君は四十五度線から入ることができない。大企業は大量に捕獲をするから、それは問題になるけれども、こうした零細な漁民が捕獲をする小量の問題などについては、日ソ漁業交渉の中で対象としていない、石塚漁業協同組合長、小松町長等は代表として悲痛な陳情にやつてきた。政府はこの点に關してどう反省しているのか。零細なる漁民、しかも数年間にわたつてサケ、マスの養殖事業を起こし生活設計を立てようとしておるのに、職場を失うような漁業交渉というものは、これはどうかと思ふのです。こういう点について、むしろ長官から聞きたいのだが、日ソ漁業交渉に關係をされておる漁政部長であるから、その点答えてほしい。なお、その際に、こうした零細漁民の捕獲に対する問題や、あるいは意見はなかつたのですか。

○野瀧勝君 今、漁政部長から、率直にそれを認めて、さらに政府としましては沿岸漁民に対する保護立法を来

たるべき国会に提案したいと明確なる答弁があったのでございませぬが、急速に立案実施されなければならぬと思つておるんです。大企業は、漁業問題調査会の答申から見ても、相当優遇され安定しておるわけなんです。いつも無視されておる、今や零細漁民は漁場を奪われ、職場を失うわけですが、そうしてその失った漁民は生きるために養殖をする。しかし、その養殖をして、なかなか思うようにいかぬ。現に日ソ漁業交渉の結果、特に網走や宗谷の沿岸漁民七万人は、協同組合を作つて、サケ、マスの養殖をしておつたわけなんです。ところが、今度は漁業交渉の結果、これらの諸君は四十五度線から入ることができない。大企業は大量に捕獲をするから、それは問題になるけれども、こうした零細な漁民が捕獲をする小量の問題などについては、日ソ漁業交渉の中で対象としていない、石塚漁業協同組合長、小松町長等は代表として悲痛な陳情にやつてきた。政府はこの点に關してどう反省しているのか。零細なる漁民、しかも数年間にわたつてサケ、マスの養殖事業を起こし生活設計を立てようとしておるのに、職場を失うような漁業交渉というものは、これはどうかと思ふのです。こういう点について、むしろ長官から聞きたいのだが、日ソ漁業交渉に關係をされておる漁政部長であるから、その点答えてほしい。なお、その際に、こうした零細漁民の捕獲に対する問題や、あるいは意見はなかつたのですか。

○野瀧勝君 今、漁政部長から、率直にそれを認めて、さらに政府としましては沿岸漁民に対する保護立法を来

たるべき国会に提案したいと明確なる答弁があったのでございませぬが、急速に立案実施されなければならぬと思つておるんです。大企業は、漁業問題調査会の答申から見ても、相当優遇され安定しておるわけなんです。いつも無視されておる、今や零細漁民は漁場を奪われ、職場を失うわけですが、そうしてその失った漁民は生きるために養殖をする。しかし、その養殖をして、なかなか思うようにいかぬ。現に日ソ漁業交渉の結果、特に網走や宗谷の沿岸漁民七万人は、協同組合を作つて、サケ、マスの養殖をしておつたわけなんです。ところが、今度は漁業交渉の結果、これらの諸君は四十五度線から入ることができない。大企業は大量に捕獲をするから、それは問題になるけれども、こうした零細な漁民が捕獲をする小量の問題などについては、日ソ漁業交渉の中で対象としていない、石塚漁業協同組合長、小松町長等は代表として悲痛な陳情にやつてきた。政府はこの点に關してどう反省しているのか。零細なる漁民、しかも数年間にわたつてサケ、マスの養殖事業を起こし生活設計を立てようとしておるのに、職場を失うような漁業交渉というものは、これはどうかと思ふのです。こういう点について、むしろ長官から聞きたいのだが、日ソ漁業交渉に關係をされておる漁政部長であるから、その点答えてほしい。なお、その際に、こうした零細漁民の捕獲に対する問題や、あるいは意見はなかつたのですか。

たるべき国会に提案したいと明確なる答弁があったのでございませぬが、急速に立案実施されなければならぬと思つておるんです。大企業は、漁業問題調査会の答申から見ても、相当優遇され安定しておるわけなんです。いつも無視されておる、今や零細漁民は漁場を奪われ、職場を失うわけですが、そうしてその失った漁民は生きるために養殖をする。しかし、その養殖をして、なかなか思うようにいかぬ。現に日ソ漁業交渉の結果、特に網走や宗谷の沿岸漁民七万人は、協同組合を作つて、サケ、マスの養殖をしておつたわけなんです。ところが、今度は漁業交渉の結果、これらの諸君は四十五度線から入ることができない。大企業は大量に捕獲をするから、それは問題になるけれども、こうした零細な漁民が捕獲をする小量の問題などについては、日ソ漁業交渉の中で対象としていない、石塚漁業協同組合長、小松町長等は代表として悲痛な陳情にやつてきた。政府はこの点に關してどう反省しているのか。零細なる漁民、しかも数年間にわたつてサケ、マスの養殖事業を起こし生活設計を立てようとしておるのに、職場を失うような漁業交渉というものは、これはどうかと思ふのです。こういう点について、むしろ長官から聞きたいのだが、日ソ漁業交渉に關係をされておる漁政部長であるから、その点答えてほしい。なお、その際に、こうした零細漁民の捕獲に対する問題や、あるいは意見はなかつたのですか。

○野瀧勝君 今、漁政部長から、率直にそれを認めて、さらに政府としましては沿岸漁民に対する保護立法を来

たるべき国会に提案したいと明確なる答弁があったのでございませぬが、急速に立案実施されなければならぬと思つておるんです。大企業は、漁業問題調査会の答申から見ても、相当優遇され安定しておるわけなんです。いつも無視されておる、今や零細漁民は漁場を奪われ、職場を失うわけですが、そうしてその失った漁民は生きるために養殖をする。しかし、その養殖をして、なかなか思うようにいかぬ。現に日ソ漁業交渉の結果、特に網走や宗谷の沿岸漁民七万人は、協同組合を作つて、サケ、マスの養殖をしておつたわけなんです。ところが、今度は漁業交渉の結果、これらの諸君は四十五度線から入ることができない。大企業は大量に捕獲をするから、それは問題になるけれども、こうした零細な漁民が捕獲をする小量の問題などについては、日ソ漁業交渉の中で対象としていない、石塚漁業協同組合長、小松町長等は代表として悲痛な陳情にやつてきた。政府はこの点に關してどう反省しているのか。零細なる漁民、しかも数年間にわたつてサケ、マスの養殖事業を起こし生活設計を立てようとしておるのに、職場を失うような漁業交渉というものは、これはどうかと思ふのです。こういう点について、むしろ長官から聞きたいのだが、日ソ漁業交渉に關係をされておる漁政部長であるから、その点答えてほしい。なお、その際に、こうした零細漁民の捕獲に対する問題や、あるいは意見はなかつたのですか。

たるべき国会に提案したいと明確なる答弁があったのでございませぬが、急速に立案実施されなければならぬと思つておるんです。大企業は、漁業問題調査会の答申から見ても、相当優遇され安定しておるわけなんです。いつも無視されておる、今や零細漁民は漁場を奪われ、職場を失うわけですが、そうしてその失った漁民は生きるために養殖をする。しかし、その養殖をして、なかなか思うようにいかぬ。現に日ソ漁業交渉の結果、特に網走や宗谷の沿岸漁民七万人は、協同組合を作つて、サケ、マスの養殖をしておつたわけなんです。ところが、今度は漁業交渉の結果、これらの諸君は四十五度線から入ることができない。大企業は大量に捕獲をするから、それは問題になるけれども、こうした零細な漁民が捕獲をする小量の問題などについては、日ソ漁業交渉の中で対象としていない、石塚漁業協同組合長、小松町長等は代表として悲痛な陳情にやつてきた。政府はこの点に關してどう反省しているのか。零細なる漁民、しかも数年間にわたつてサケ、マスの養殖事業を起こし生活設計を立てようとしておるのに、職場を失うような漁業交渉というものは、これはどうかと思ふのです。こういう点について、むしろ長官から聞きたいのだが、日ソ漁業交渉に關係をされておる漁政部長であるから、その点答えてほしい。なお、その際に、こうした零細漁民の捕獲に対する問題や、あるいは意見はなかつたのですか。

○説明員(林田修紀夫君) 国民金融公庫の——私ちよつと言ひ間違えましたが、国民金融公庫ではなくて、厚生省が一般に引揚者とかあるいは生活困窮者に対して生活資金として三分五厘の資金を貸し付けておる金融があるわけでございます。それで、その制度よりもなお五厘くらい安いところの三分程度で貸し付けたいというように考えておるわけでございます。

○天田勝正君 わかりました。それはまことにけっこうだ。まことにけっこうですが、そうすると、政府から借りて十億というものは六分です。その六分のもを三分で貸して、初めから私は政府の方も利息取らぬで三分というなら話はわかるのだが、片方は六分、片方は三分で貸して、その利子補給はどうですか。

○説明員(林田修紀夫君) これは十億円の公債を交付することにしたおるわけでございます。それで、それに六分の金利がつくわけでございます。従って、六千万円北方協会が金利を受け取るようになるわけでございます。それで、無利子の金で六千万円入る。従って、そういう金を原資にいたしまして貸し付けていくということにしておるわけでございます。

○天田勝正君 まことにけっこうな答弁です。それは大蔵省は間違ひありませんね。逆に金を借りて利息は取るのだと、北方協会……間違ひないですね。

○政府委員(上林英男君) ただいま御説明ありましたように、北方協会に対しては十億円の交付公債を渡すわけでありまして、それを基本財産といたし

まして、北方協会は業務を行なうわけでございますので、その公債には六分の金利を付することにいたしてあります。六分の金利をもらうわけでありまして、それによりまして貸し付けを行なっていくということでございます。

○委員(大竹平八郎君) 質疑はなお後日に譲ります。

○委員(大竹平八郎君) 次に、機械類賦払信用保険特別会計法案を議題とし、補足説明を聴取することにいたします。

○政府委員(上林英男君) ただいま議題となりました機械類賦払信用保険特別会計法案につきまして、その提案の理由につきましてこれを補足して御説明申し上げます。

提案理由におきまして御説明申し上げます。以上、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興をはかるため、機械類の割賦販売契約による取引につきまして信用保険を行なう制度を確立することといたしまして、政府は別途今国会に機械類賦払信用保険臨時措置法案を提案いたしました。すでにその成立を見ておるわけでございます。この保険事業につきましては、他の政府の行なうる保険事業と同様に、一般会計と区分して経理し、その収支を明確にするため特別会計を設置することが必要であると認められますので、ここにこの法律を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は機械類賦払信用保険に関する経理を行なうことを目的とするもので、通商産業大臣が管

理することとし、一般会計からの繰入金に相当する金額をもって資本とすることとしております。なお、昭和三十六年度予算におきましては、一般会計より二億円の繰り入れを行なうことといたしてあります。

第二に、この会計の歳入は、保険料、保険金支払い後に納付される回収金、一般会計からの繰入金及び付属雑収入とし、歳出は、保険金、事務取扱費、一時借入金の子利その他の諸費としております。

その他、この会計の予算及び決算の作成、提出、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について、おおむね他の特別会計と同様の規定を設けることとしております。ほか、この特別会計の設置に伴って必要な関係規定の整備を行なうことといたしてあります。

以上、この法律案の提案の理由について補足して御説明申し上げます。以上、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員(大竹平八郎君) 質疑のある方は順次御発言を願います。

○天田勝正君 本法は機械類賦払信用保険臨時措置法、この法律を受けておるのでありますから、問題はその本法の方でございますが、この保険契約の保険金というものは、保険額が契約をした後に受け取るべき金額、そういうことですから、かりに百万円のものであれば、頭金が十万円なら百万円に引いた九十万円、それとその九十万円に

対して五〇%の保険をつける。よって四十五万円。同じ百万円の場合に二十万円頭金を出さなければ、これが八十万円だから、八十万円が保険価値になっ

て保険金額は四十万円、こういうことですね。そうですね。

○政府委員(上林英男君) 大体御趣旨はその通りでございますが、今たとえ百万円の機械でございますと、頭金が二十万円でありまして、八十万円が保険にかけられるわけでありまして、ただ、その事故が起きた場合の国が保険契約で負いますのが半分、要するに補率五〇%でございますが、その場合に五〇%の補てんを行なう。

あと回収金がございますときには半分々々で、あとの半分は割賦販売をいたしましたメーカー等が負うわけでございます。あと回収金がございますときには半分々々で負う、こういうわけでございます。

○天田勝正君 今の質問は実は次の質問——次の質問もあなた今少し答えられたんですが、問題は、保険金の支払いを受けた業者があつたとき、こういう場合に、保険金を受けたらもうそれでよろしいわというのでは、国としても困るし、当人も五〇%しか受けられないのでありますから、さつき言ひ八十万円に對する五〇%、四十万円ということになれば、当人が百万円のものに對して総計六十万円しか受けられないので、当該業者も四十万円損する。しかし、国の方も保険料は取っておるといふもの、あとそれが回収できないというもので、これは困るといふことになるので、その代金回収の義務を当該業者に課しておる、こういうことですが、もしこれを一向に、もう過ぎたことだから、業者にすればさようなことで努力するよりも新しく製造した方がよろしいということも、業者としてはあり得ること

となんです。あり得ることなんです、義務を課したという義務は、何か特別な罰則でも伴いますか。それは罰則と私の言ひ意味はあれです、簡略して申し上げたのであつて、必ずしも刑法上の懲役とかさういふものを意味するのではなくて、次の契約を政府の方で手かげんするとか、さういふものを含めておるのですが、どういうことですか、それは。

○政府委員(上林英男君) 具体的には、この法律に基づきまして保険約款ができるわけでございますが、その保険約款におきまして、法令その他契約に違反をいたしましたときには契約を解除し得るような規定を置かれるのが通例でございます。この場合におきましては、保険約款におきましては、従いまして、おるわけでございます。

こういふような代金回収義務につきまして、著しくその代金回収の義務を怠るという場合には、保険約款に基づきまして、場合によりましては契約を解除し得るといふような道もあるわけでございます。ただ、実際問題といたしましては、すでにある程度メーカー等がこれをやっております。相対し、そのあとさういふ割賦販売をやります場合には調査もいたし慎重にやっております。また事故の起こりましても、また事故の起こりまして、その場合におきまして、相当の回収率などを示しておる状況でございます。さういふようなところからいいますと、また補率五〇%でございますので、直接自分のふところにも響くわけでございますから、相当の回収の努力は払うべきものだと思はれておるわけでありまして。

○天田勝正君 ですから、刑法上の罰則はない。けれども、行政的には次の保険で手心をするなり解約するなり、何かのそういう処置ができるかと、こういうふうな解釈してよろしいのです。

次に、この保険の種類ですが、これはここには工作機械、鍛圧機械、建設機械、こういうふうな三つに分類されておる。ところが、この鍛圧機械や建設機械の方は、およそわれわれが頭にすつとそのまま浮かぶ程度のもので、これは種々雑多なんです。これは全部含めるのですか、どういふことなんでしょうか。工作機械の機種については政令が何かで指定するのですか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 工作機械、ただいま御指摘のように、いろいろの種類があります。この機械類賦払いの保険に載せるのに適当だと思われるものをさらに区分をして指定する予定であります。

○天田勝正君 その予定はできておりますか。それで、何で指定します、どういふ形式で。

○政府委員(佐橋滋君) 一応案は持っておりますが、これは政令で指定する予定でございます。

○天田勝正君 先ほど法規課長の方からも答弁がありました。相当のメーカーという言葉が使われました。ところが、私どもの考えでは、相当のメーカーというだけでは困るのであって、これは小さいメーカーであつても、まあ一口でいえばドイツ式に完成品がやはり売れるように日本国としては育成していかなければならない、こういう

ふうな私どもは意見を持つておるのです。

そこで、お聞きしますが、それを大メーカーでなしに中小メーカーであつても、一人前にその専門々々の工作機械が、しかもいいものがどうしてできるか、ここが問題であります。それはこの法律とはいささか離れる私に例をあげるのですけれども、工作機械の一番基本的なものは定盤といふ。これはどんなに機械が発達したつて、一番基礎的なものでありますから変わりありません。これからは万劫末代まで、どんな工場でも定盤だけは変わりません。たといふ六フィートなら六フィート、それに三フィート、こういうようなものが、定盤といふものがいかなる機械工場にもあるのです。要するにこれは平面な盤なんです。単なる。言つてしまえばそれだけなんです。ところが、この平面の盤といふのも、なかなかこの正しいものが中小企業では確保できない。こういうことを法律を作る方たちは案外御存じないので、まあ重工業局長などはそういうことをしっかりと頭に入れておいてもらわなければならぬ。方々でいふ。なぜ定盤が平らにならないかといふ。鉄や鋳物がそれほど狂うといふことなんです。打ち放しのものが、六尺と三尺の定盤であれば、その高いところと低いところでは二寸ぐらゐ違つちやう、三年も置いておけば、よつてそのいい定盤を備えるといふことのために、鉄物を吹いて、それを二年ぐらゐほつと置いて、荒吹きをして、そしてまた一年ぐらゐほつと置いて、ちゃんと仕上げなければ平らのものでできない。鉄がそんなに狂うなん

という事は、案外法律を作る方の人には知らないのですけれども、問題の核心は実にごとにあるのです。でありますから、中小企業機械製造業といふものを育成するには、滞り融資といふ言葉がよくはやりましたけれども、滞り融資でなくて、正常な在庫融資をしなければ実はずいぶんかといふ。大メーカーといふのはどういふのかといふと、そういうことをやっておるので、現実には、鋳物を吹いて、最低半年ぐらゐは外へ置いて、雨ざらしにしかかして、それから荒吹きといふのをやる。どんな機械でも荒吹きをやつて、それからまた二年も三年もほつと置いて、初めて本仕上げをやる。こういうことによつて全然狂いが出ないものができる。よつてそれが外国へ送る場合には、中小業者の一つの旋盤をなにして、もし一部の部品が壊れたといふ場合に、その部品を持っていても絶対に合わない。十の旋盤を作れば十も全然別のもつといふことにならぬ。講義のようなことにわたつてあれですが、そういう事実を重工業局長あたりは御承知でありませうから、今までも大企業を育成するならばこの法律だけで私は十分だと思つて。そしてその対象になる中小企業は確かにこの賦払いで済むのでありますから、設備近代化に役立つと思つて。けれども、逆に製造者自身が中小企業の場合には、そのした在庫投資に対して何らかの措置をとらなければ日本の機械工業の近代化ははかれない、こう思いますが、その点についてはどう考へておられるのか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま御指摘のように、本法の適用を受けます充

る方の側のメーカーといふのは大企業ばかりでなくて、むしろ中堅企業以下の中小企業が非常に多いわけでありませう。これに對しましては、先般今国会で通過をいたしました機械工業振興臨時措置法という法律がありまして、こちらの方で、それぞれの工作機械の品種別にそれぞれ性能とかあるいは適正規模とかいふような合理化目標を作りまして、これに對して融資を実施をいたしまして、急速にそういうメーカーの方面での合理化といふ措置を講じて参りたい、こういうふうに考へておるわけでありませう。

○天田勝正君 その別途の措置において、この機械のそれぞれの必要なる期間を寝せておこうといふ融資措置を講じておるんですか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 今申しました機械工業振興臨時措置法は、それぞれの機械業者が設置をいたします設備の機械についての融資でありまして、ただいま先生御指摘のいわゆる在庫の、あるいは今ストックといふような点については、この法律では見ておらないわけでありませう。

○天田勝正君 もう一言。これはきょうあがるわけじゃないでしょう。とすれば、これはもともと与野党とも一致して、わが国の近代化、その方向にだれも異論がある者はずいぶんない。ないんだけれども、案外基礎的なものを忘れてしまふ。これは政治的にちやうちよはつしと論戦を展開すべき筋のものではないかと思つて、そういう素材といふものに対する認識を、私はときどき変わる政府などといふのじゃなくして、重工業局あたりでしつかりつか

んでおいてもらいたい。これはもう私の要望ですから、きょうのところはこの程度でとめておきます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ
本日はこれにて散会いたします。
午後三時十二分散会